

第1回 船坂まちづくり塾ニュースレター

平素は、西宮市行政にご理解、ご協力を頂き、ありがとうございます。

先日、船坂地区の皆様にお知らせしました「船坂まちづくり塾」について、その第1回目を2月4日（水）午後7時30分から9時30分まで、船坂公会堂において開催しました。当日は15名の皆様にご参加を頂き、塾の趣旨と進め方、船坂地区の都市計画とまちづくりについて市から説明を行い、その後意見交換を行いました。このニュースレターは、第1回目の塾の内容を皆様にお知らせし、情報を共有するためにお配りするものです。

まちづくり塾の様子



1. 船坂まちづくり塾の趣旨と進め方

昨年市では、都市計画マスタープランを見直すにあたり、「西宮まちづくり塾」として、全市民を対象に都市計画やまちづくり等の講演会を開催しました。

都市計画マスタープラン見直しや「西宮まちづくり塾」の内容は、市のホームページに詳しく掲載しています。

課題地区に展開

船坂地区は、「市街化区域」と「市街化調整区域」に分かれており、市では地区の活性化や秩序あるまちづくりが課題と考えているため、「船坂まちづくり塾」として都市計画やまちづくりの勉強会や意見交換を行うことといたしました。

まちづくり塾は、都市計画のルールやまちづくりの必要性、地区の課題などを認識して頂くことや意見交換、交流の場などを設けることを目的としています。地区の今後の方針やルールなどを定める場ではありません。

まちづくり塾の内容

都市計画、まちづくりの学習
船坂地区をよく知る取り組み
交流の場、意見交換の場

まちづくり塾の進め方

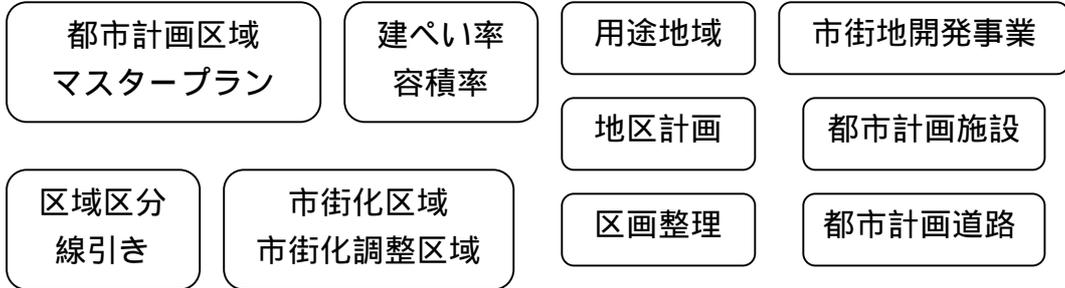
気軽に楽しい取り組み
基礎的な知識の学習
まち歩きなどによる再発見
意見交換と交流に重点

将来の希望

まちづくりに取り組む市民の育成
地区の活性化（まちづくり促進）

2. 都市計画の目的・理念

都市計画や都市計画に関する用語については、一般の人にはあまり馴染みがなく、制度が複雑で理解が難しいものです。



都市計画の必要性について

都市計画法の目的

都市の健全な発展と秩序ある整備
国土の均衡ある発展
公共の福祉の増進に寄与

都市計画の基本理念

農林漁業との健全な調和
健康で文化的な都市生活及び
機能的な都市活動
適正な制限のもとに土地の合理的な利用

公共の福祉の増進に寄与するためには、適正な制限のもとに土地の合理的な利用を図る必要があります。土地利用にルールがないと下のイラストのように都市が無秩序に拡大し、自然環境が破壊されるとともに住宅と工場などが混在し、非常に暮らしにくく活動しにくい都市が形成されます。都市計画の土地利用制度は、建築物の建築のルールを定め、秩序ある都市づくりを進めるものです。



3 . 都市計画土地利用制度

1 . 区域区分制度（都市計画区域、市街化区域と市街化調整区域）

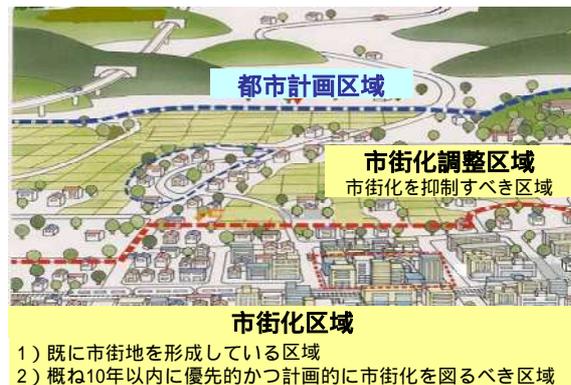
一体的な都市として、総合的に整備、開発及び保全する区域を「都市計画区域」として定めます。西宮市は、阪神間都市計画区域として全市域が都市計画区域として指定され、更に法の規定により「市街化区域」と「市街化調整区域」を定めています。

市街化区域

建築物の建築可
計画的な市街地整備

市街化調整区域

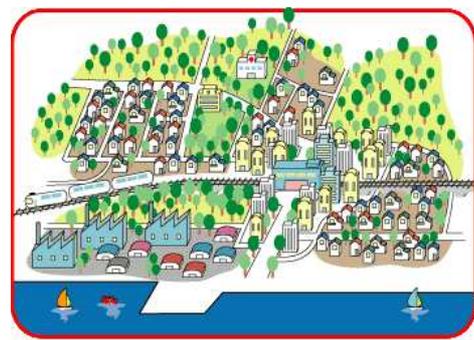
開発行為は原則不可
農地や自然を保護



2 . 用途地域制度

市街化区域内は、原則として用途地域が指定されています。それぞれの用途地域ごとに異なった内容の建築物の用途や形態の制限があり、住宅や工場など、それぞれの環境を守っています。（都市計画で定められる 12 種類の用途地域に応じて建築基準法に基づき建築物の用途を制限）

用途地域による都市づくりイメージ



船坂地区の市街化区域の用途地域

第一種低層住居専用地域

12 種類の用途地域のなかで一番厳しい用途地域です。

住宅のほか、小規模なお店を兼ねた住宅や小中学校などは建築することはできますが、店舗専用の建築物は建築することができません。



建ぺい率 40%
容積率 100%
高さの最高限度 10m
外壁の後退距離 1m

3 . 都市計画の見直しについて

区域区分や用途地域などの土地利用に関する都市計画は、社会経済状況の変化に対応するため概ね 5 年ごとに見直しを行っています。

4 . 地区のまちづくりについて

地区の暮らしをよくするためには、住民主体のまちづくりが必要です。まちづくりとは、自分たちの暮らしをよくしていくための継続的な行動です。地区のルールづくりや住民活動、都市基盤整備などすべてがまちづくりに含まれます。また、まちづくりは継続的な活動となるため、楽しく取り組むことが必要です。

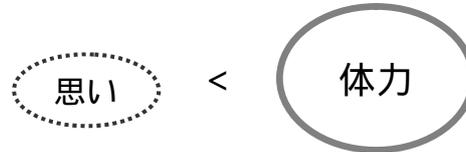
地区まちづくり方針

地区で合意形成を図り、地区の将来像や公共の福祉を考慮して、まちづくりの目標や土地利用のルール、活動方針などを定めるものです。

地区まちづくり方針が定めれば、その方針に適合した用途地域等の変更も検討する必要性が生じます。

まちづくりと個人や地区の体力

まちづくりを進めるには、個人や地区の思いと体力の関係が重要となります。無理をしないで小さなことから始めてみましょう。



市街化調整区域でもまちづくり

市街化調整区域では、厳しい建築規制があり、建築物の建築が原則できません。また平成 18 年度の法令改正で、それまで建築が可能であった病院や学校も建築が原則できないことになりました。地区の活性化に必要な農業施設やその他の建築物も建築できません。

都市縁辺部の市街化調整区域では、農業活力が低下すると農地転用が増加し、資材置場や駐車場などの土地利用が増加しています。建築物を伴わない行為は法に反するものではありませんが、安心安全面や景観面など、様々な問題があります。

地区の環境を次世代に引き継いでいくため、市街化調整区域でも市街化を促進しない範囲で、土地利用のルールづくりやまちづくり活動などが必要と考えています。住民で合意形成を図れば、市街化調整区域に必要な施設を建築できる手法もあります。

5 . 頂いた主な意見や質問

船坂小学校の閉校の問題・まちづくりの提案が遅い・市街化区域でも市街化できていない・4回のまちづくり塾後のフォローや塾の継続が必要・住民の意見といっても参加者が少ない・鷲林寺まちづくり塾の様子・船坂ピエンナーレなど小さなことから動いているが市も横断的に動いてほしい・色々なアイデアも今の用途地域では困難・船坂ブランド商品を開発する動きもある・船坂は農が中心で飲食店などもある地域・市は農業振興に力を入れていない・農産物直売所に助成金はあるのか・病院を呼ぶことは可能か・農を大事にして活性化が必要など